○防衛省告示第二百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十二月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月六日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十二月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

○東北地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市大町字大野二八四番一から同市大町字上切添二四一番一まで	前	四三・〇〇メートル～一九三・〇〇メートル	一〇九・〇〇キロメートル～三八〇・〇〇キロメートル
	後	一九三・〇〇メートル～四三・〇〇メートル	一〇九・〇〇キロメートル～三八〇・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月六日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百二十一号	福島県南会津郡下郷町大字高陦字下居平乙から同町大字合川字三斗蒔まで	改築	平成二十四年十二月六日

○中国地方整備局告示第百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人山口県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤井　英昭
変更後	藤田　光博

(2)　変更年月日

平成二十四年十月二十五日

○中国地方整備局告示第百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	梶田　伸一

(2)　変更年月日

平成二十四年十一月二日